

保護者のみなさまへ

守口市立錦中学校
校長 寺本 毅
生徒指導部

「防寒着・防寒具の使用」について

晩秋の候 保護者の皆様には、益々のご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育のため、何かとご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、少し肌寒く感じられる時期になりました。本校では「防寒着・防寒具」の使用について下記のように指導を統一しておりますので、ご確認頂きご理解のうえ、ご家庭でもご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- ①**使用開始 11月～2月末日。(今年度は11月20日より)**
- ②**手袋・マフラーは、登下校時に着用可。**
- ③**使い捨てカイロの使用可。ただし、責任をもって処分すること(普通ごみ)。**
- ④**学校指定のセーター・ベスト・カーディガンを着用する。**
- ⑤**クラブ活動で指定されている防寒着は、登下校時とクラブ活動時に使用する。**
- ⑥**防寒着(ジャンパー・ウインドブレーカーなど)を使用してもよい。
華美にならないようにお願いします。ただし、パーカーは認めていません。**
- ⑦**ポロシャツの下に着るシャツは、ハイネックや、タートルネックの使用は不可です。**
- ⑧**半そでポロシャツの下に長そでのシャツを着ることは不可です。**
- ⑨**スカートの下のタイツの着用については認めます。**

※防寒具、防寒着については、制服のブレザーをきちんと着用したうえで、さらに寒いと感じる場合に使用、着用しますよう、ご協力お願いいたします。

*防寒着使用の終了は、別途連絡をします。

ご意見・ご質問がございましたら、ご遠慮なく連絡をお願いいたします。